

# 参考資料

1. 史跡指定地内における現状変更等に関する基準
2. 絵図一覧
3. 参考文献一覧

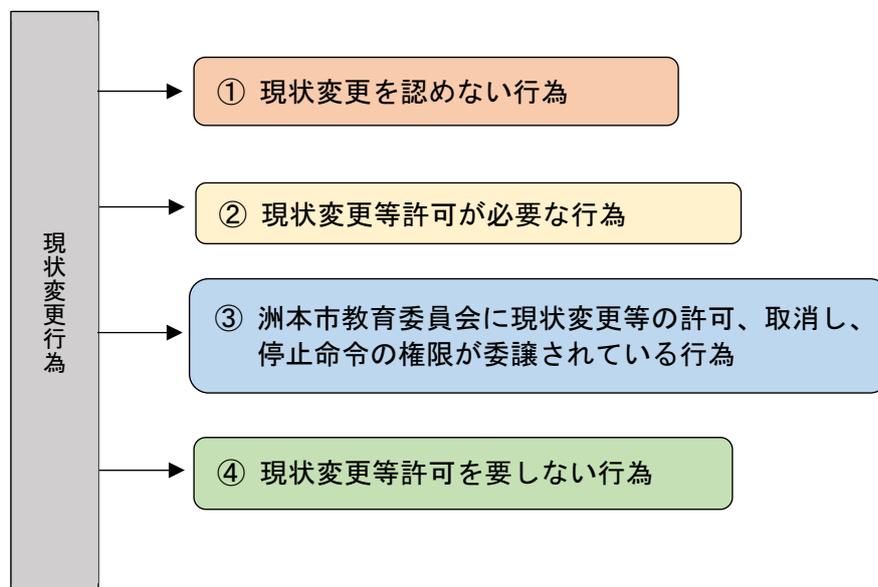
## 1. 史跡指定地内における現状変更等に関する基準

### (1) 現状変更等の基準に関する共通事項

文化財保護法（以下、「法」という。）の規定により、史跡内で「現状を変更する行為」または史跡の「保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）」については、原則として文化庁長官の許可が必要である。

「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事等史跡に物理的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により、史跡の価値を損なうことがないように、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られている。

現状変更等については、法第 184 条第 1 項第 2 号の規定に基づき重大なものを除く行為については都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「施行令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号に示されている。また、法 125 条 1 項ただし書きに、許可が不要である事項が示されている。以下、現状変更を認めない場合、文化庁長官による現状変更等許可が必要な行為、洲本市教育委員会による現状変更等許可が必要な行為、現状変更等許可が不要な行為を掲載する（附图 1-1）。



附图 1-1 現状変更行為に対する措置模式図

## (2) 現状変更等の取扱い基準

### ① 原則現状変更を認めない行為

- a. 遺跡に影響を及ぼす行為は、原則として変更を認めない。
- b. 地形及び景観の改変は、災害の復旧等を除き原則として認めない。

### ② 現状変更等許可が必要な行為

- a. 発掘調査等学術目的に実施する行為  
調査の目的が史跡洲本城跡の保存、活用を図る上で必要もしくは寄与するものであること。  
また調査範囲がその目的のため必要最小限のものであること。
- b. 史跡の修理、復元整備  
発掘調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について有識者による整備検討会等で十分に検討したものであること。また、修理は必要最小限の範囲とする。
- c. 地形の改変  
復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする。
- d. 建築物の新築、改築、移転、除却  
新築、改築、移転、除却については、史跡の保存・活用・整備、防災等公益上必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて認めることとする。
- e. 工作物の新設、改修、修繕、除却  
史跡の保存管理・活用・整備、防災設備等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて認めることとする。
- f. 地下埋設物の設置・改修  
改修は、史跡としての保存管理・活用・整備及び公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のもののみ認める。新設は、史跡としての保存管理・整備及び公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で認めることとする。
- g. 木竹の植栽、抜根  
新たな植栽に関しては、植栽箇所の地下遺構の状況を勘案し、史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で、認めることとする。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。抜根については、史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則として遺構面より上の部分の範囲のみ認める。史跡の修理、整備に伴う抜根についてはその必要性と、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に認める。

③ 洲本市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為

法第 184 条第 1 項第 2 号及び施行令第 5 条第 4 項第 1 号により、県教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為。これら以外の現状変更等については、重大な現状変更等として、文化庁長官の許可が必要となる。なお、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土その他の行為をいう。

- a. 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m<sup>2</sup>以下のものをいう。b において同じ。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- b. 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- c. 工作物（建築物を除く。以下この c において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- d. 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- e. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- f. 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- g. 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- h. 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

#### ④ 現状変更等許可を要しない行為

**維持の措置**（法第 125 条第 1 項ただし書き及び「許可申請に関する規則」に規定される現状変更等許可が不要な行為）

- a. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。  
（石垣の築石が部分的に外れた場合にそれを元の位置に戻す行為、土坡の一部が流れ出、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等）
- b. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。  
（石垣・土坡等の崩落若しくはそのおそれがある際に土のう等により周囲を押え、き損の拡大を防止する行為等）
- c. 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。  
（運用にあたっては、行為の必要性、施工範囲等について、所有者をはじめ関係機関が十分協議し、必要最小限の範囲となるよう努めること。）

#### 非常災害のために必要な応急処置

市教育委員会と協議し、その結果を速やかに文化庁ならびに兵庫県教育委員会へ報告するものとする。また復旧を行う際には、その届出を行う。

地震、台風、火災等の非常災害の際の、石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止柵の工作物の設置、被災した住民・来訪者の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

#### 保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの（地形の変形を伴わないものに限る）

市教育委員会と協議し、その結果を速やかに文化庁ならびに兵庫県教育委員会へ報告するものとする。また復旧を行う際には、その届出を行う。

- a. 日常の維持管理に係る行為
  - ・ 史跡指定地内の清掃、除草、植栽樹木の剪定等の維持管理、倒木の除去（抜根を伴わないもの）、危険枝の除去、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充
  - ・ 地下掘削や地形の改変を伴わない枯れ木の伐採、維持管理の範囲で行われる草刈り、剪定、枝払い、石垣面に生育しているツタ類や灌木類の除去、病虫害の防除処置等
- b. 測量や調査のための一時的な行為（測量杭や調査機器の設置等）
- c. 公共施設の日常的な維持管理（鉄道、農道管理等あらかじめ協議により現状変更が不要であることを確認済みの軽微な行為）
- d. 遺構をき損することのない範囲での農業活動

(3) 各地区で想定される項目別現状変更等に対する取扱い基準

現状変更等についての取扱い基準は前項で示したとおりであるが、洲本城跡の史跡指定地内で想定される現状変更等に対する取扱い基準について附表 1-1 に示した。

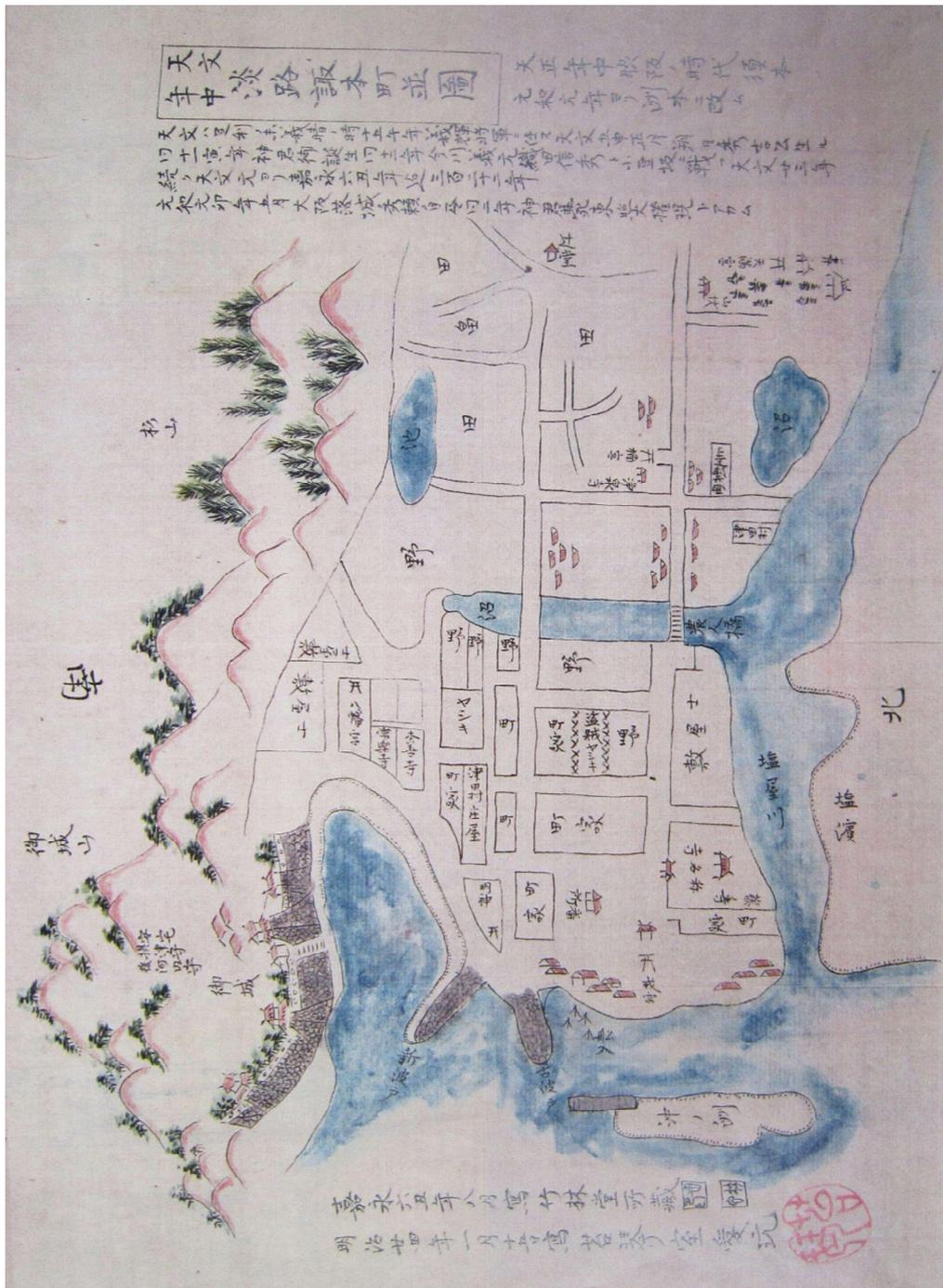
附表 1-1 現状変更等取扱い基準

史跡内で想定される現状変更等に対する取扱い基準			
項目	原則現状変更を認めない行為（遺跡や景観に影響を及ぼすもの）	条件により現状変更を認める行為（史跡に与える影響が最小限で保存活用に資するもの）	条件により現状変更を認める行為（県に権限移譲されたもの）
土地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形改変（遺構の保護、災害復旧等を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡整備に必要な造成</li> <li>・学術目的の発掘調査</li> <li>・復元整備、修理、防災対策</li> <li>・管理、整備に必要な道路の新設・拡幅</li> <li>・管理、設備に必要な地下埋設物の設置・改修</li> </ul>	—
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の保存活用とは無関係な建物の新築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存公開施設、トイレ等便益施設の新築</li> <li>・防災施設の新築・改修等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模なもので2年以内の期間を限って設置するもの</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の保存活用とは無関係な物置等の新設</li> <li>・景観に影響の及ぼすものの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣及び斜面の保護のためのネット、土のう、マット等の設置</li> <li>・獣害対策のための柵等の設置</li> <li>・解説看板・安全柵等の設置</li> <li>・景観を害する小屋、鉄塔等の除却</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の舗装、修繕</li> <li>・電柱、電線、水道管等の設置・改修</li> <li>・史跡標識・説明板、境界標等の設置</li> </ul>
樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡の保存や景観に影響の及ぶ伐採等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面保護や景観を維持するための木竹の植栽、抜根</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観を阻害する木竹の伐採</li> <li>・本来の植生を害する樹木の伐採</li> </ul>

現状変更許可を要しない行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡のき損のため原状に復するときやき損の拡大防止のための応急措置</li> <li>・非常災害時の応急措置、仮設工作物の設置等</li> <li>・農作業、草刈り、清掃、鉄道施設の維持等の日常管理で、地形の変形を伴わない軽微な行為等</li> </ul>
史跡外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡周辺においては、埋蔵文化財、景観等の関係法令に基づき周辺環境の保護を図り、特に今後保護を要する範囲においては、開発等による遺跡への影響や景観に影響が及ばないように協力を求める</li> </ul>

## 2. 絵図一覧

絵図名	天文年中淡路諏本町並図
年代	天文年中（1532-1555）
所蔵	個人
内容	安宅氏時代の洲本城及び城下町を描いたもの。嘉永6年（1853）に写したものを明治24年（1891）に再度写したもの。上の城に石垣の表記があるが、安宅氏時代に石垣はなかったと考えられている。また沖には、現在は見られない「沖ノ洲」が描かれている。



附図 2-1 天文年中淡路諏本町並図

絵図名	城絵図
年代	天正～慶長期
所蔵	国文学研究資料館（蜂須賀家文書 1220）
内容	脇坂時代の洲本城を描いたものとされる。馬屋や南の丸、本丸大手口など現在の縄張りとは異なる表記がなされている。また曲輪の名称も、現在とは異なる部分が多い。下の城は、大手が現在とは異なり外柵形虎口となっている。城下には、内町に縦町型の城下町が形成されており、町屋を侍屋敷で囲う形になっている。



附図 2-2 城絵図(国文学研究資料館蜂須賀家文書 1220)

絵図名	須本御城下町屋敷之図
年代	享保年間（1716-1736）頃
所蔵	国文学研究資料館（蜂須賀家文書 1217-3）
内容	洲本城（上の城）と城下町を描いたもの。上の城と下の城を結ぶ石垣が非常に特徴的に描かれており、「登石垣」と表記されている。縄張りは現在とほぼ変わらないが、本丸搦手口が塞がれている。下の城は、現在見られるものと同様に、堀が直線状となり内枳形虎口となっている。



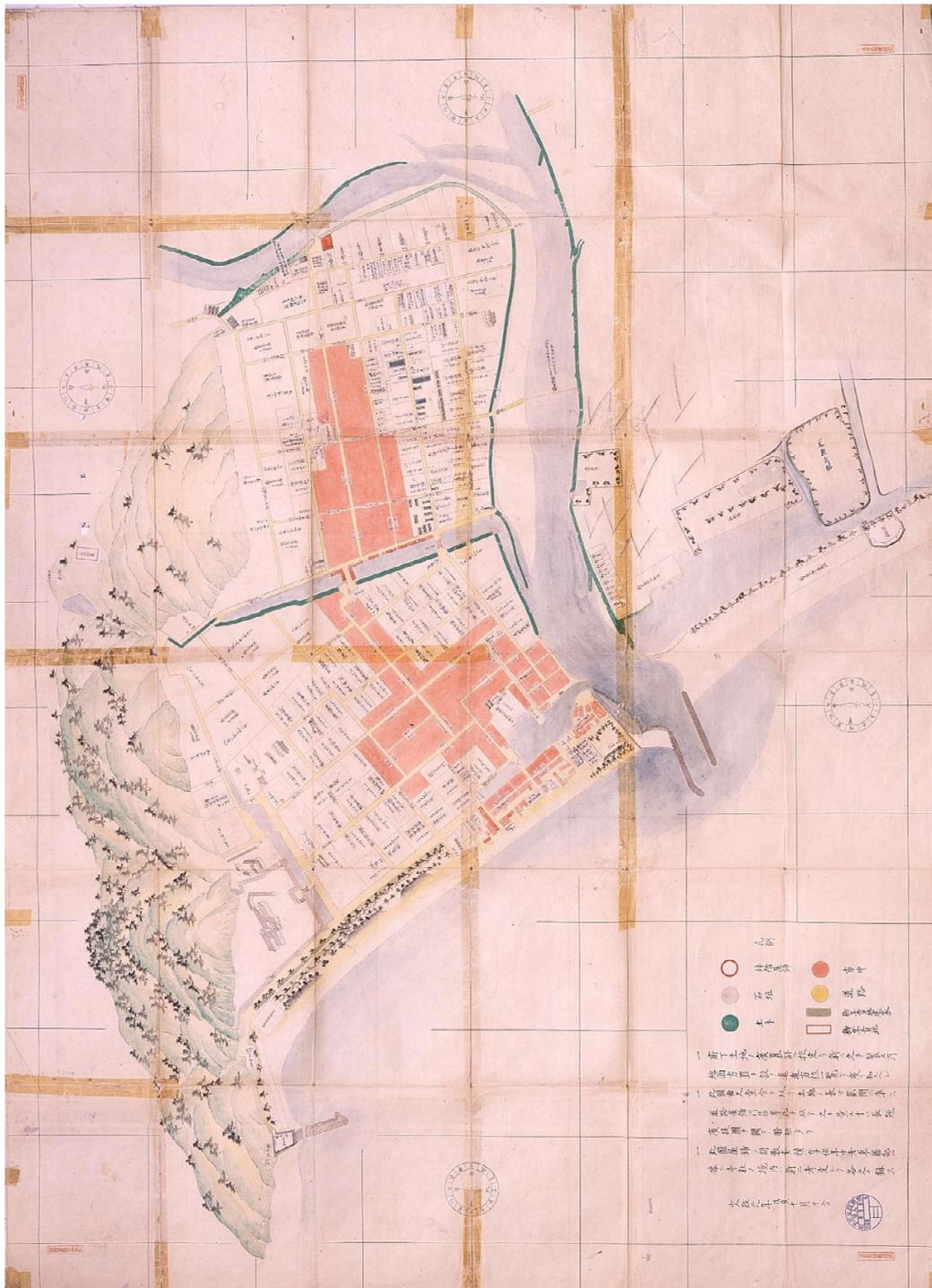
附图 2-3 須本御城下町屋敷之図（国文学研究資料館蜂須賀家文書 1217-3）

絵図名	洲本府図(写)
年代	元禄 (1688-1704) ~享保 (1716-1736) 頃
所蔵	個人蔵
内容	洲本城(上の城)と城下町を描いたもの。上の城と下の城を結ぶ石垣には、「ノホリ石垣」と記されている。南の丸や東の丸水の手郭など、現在の縄張りとは異なる表記がなされている。



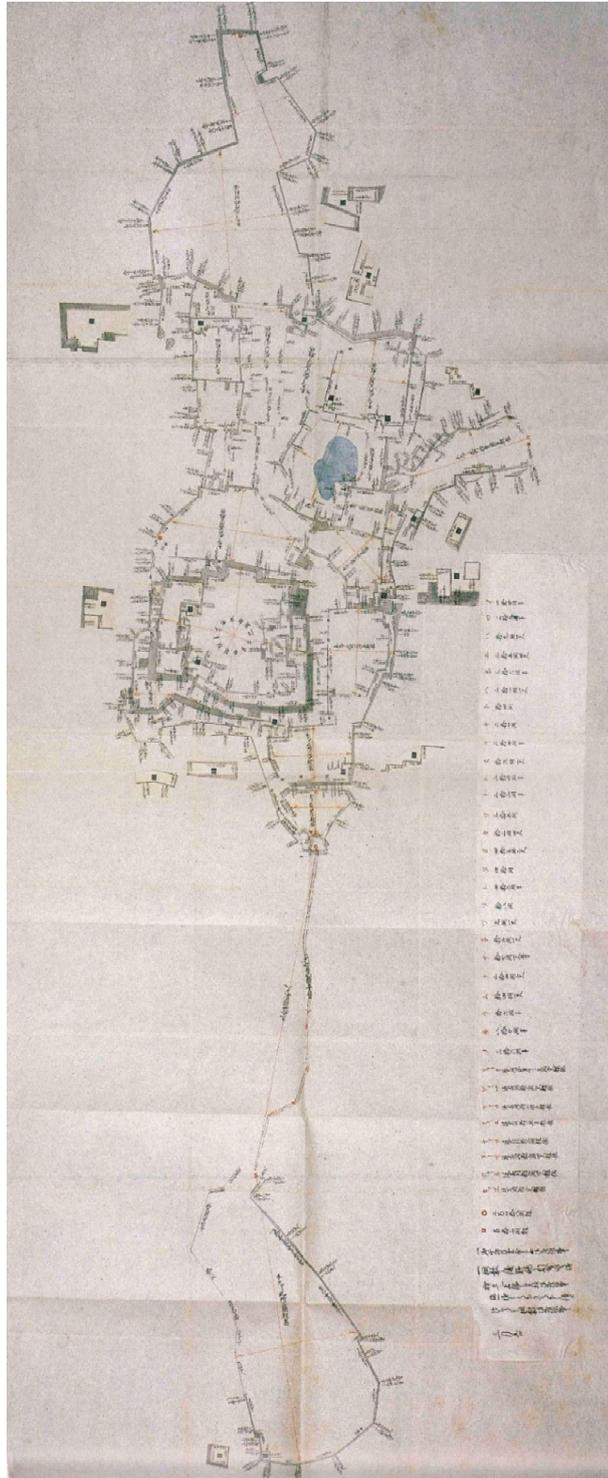
附図 2-4 洲本府図(写)

絵図名	洲本御城下絵図
年代	文政元年（1818）
所蔵	洲本市立淡路文化史料館
内容	作成は文政元年（1818）と記されているが、海岸線に文久年間（1861-1864）に築造された炬口台場、霞台場が描かれていることから、文政元年の洲本城下町を幕末頃に描いたものと思われる。洲本城（上の城）は山林となっており、廃城後200年以上を経て山林となったのか、意図的に隠したのかは不明。



附图 2-5 洲本御城下絵図

絵図名	須本御山上絵図
年代	享和 2 年 (1802)
所蔵	国文学研究資料館 (蜂須賀家文書 1230 ノ 3)
内容	徳島藩によって、廃城後約 200 年後に描かれた洲本城の縄張り図。石垣の長さ、高さ、法高が記されており、絵図というよりは測量図面に近い。各所に「崩」と表記されている石垣面があることから、この当時から崩落していたことがわかる。



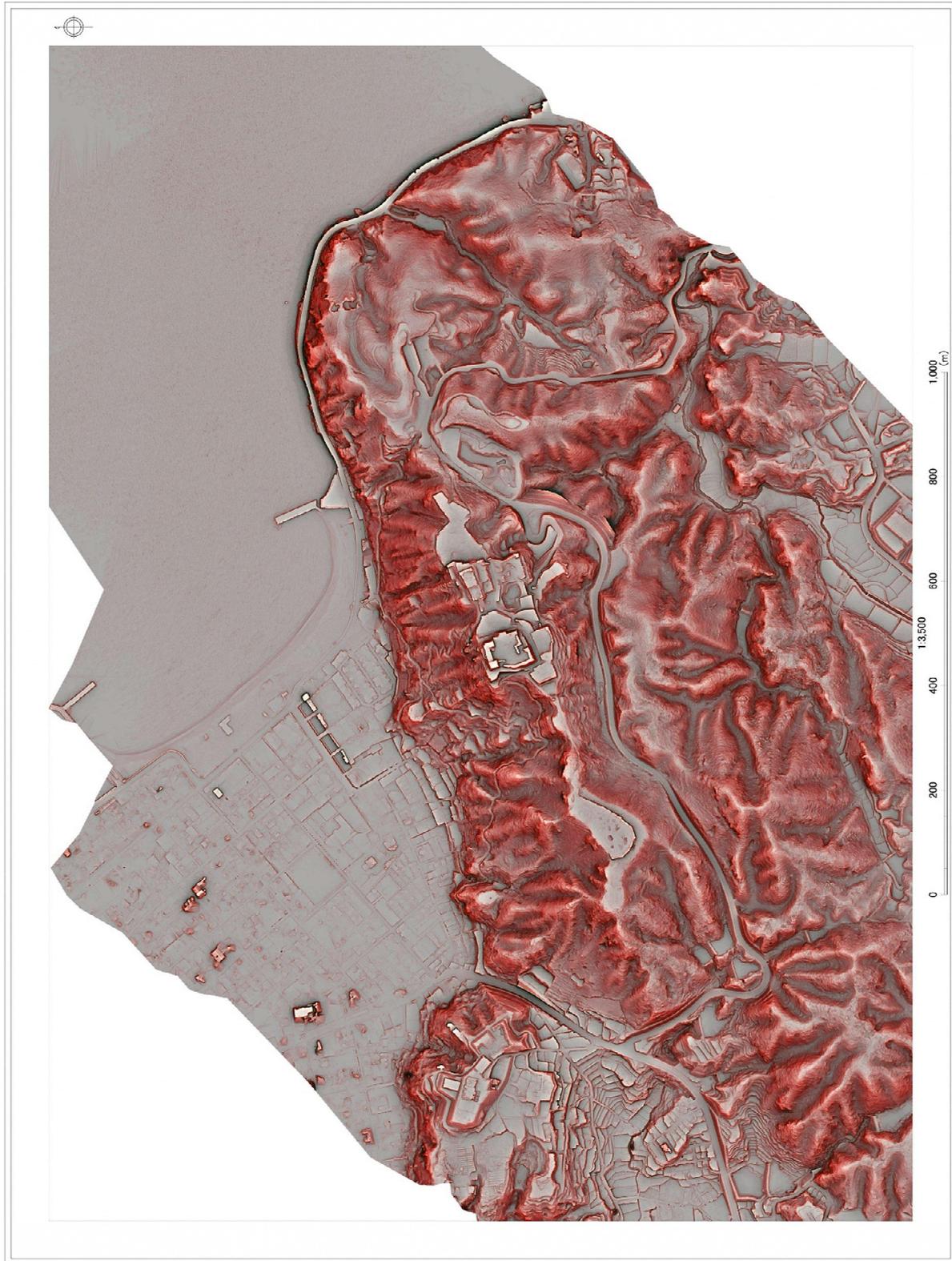
附図 2-6 須本御山上絵図 (国文学研究資料館蜂須賀家文書 1230 ノ 3)

絵図名	淡路洲本城の図（『淡路洲本城』より）
年代	平成7年（1995）
作成	本田 昇



附图 2-7 淡路洲本城の図（『淡路洲本城』より）

絵図名	赤色立体地図
年代	平成 30 年 (2018)
作成	洲本市教育委員会



附图 2-8 赤色立体地図

### 3. 参考文献一覧

No.	文献名	著者・編集者	発行年
1	『由良志稿』	稲垣伊作	大正 11 年 (1922)
2	『続群書類従』	塙保己一 編	大正 12 年 (1923)
3	「信長政権と淡路」『淡路地方史研究会誌第 5 号』	奥野高廣	昭和 43 年 (1968)
4	『洲本市史』		昭和 49 年 (1974)
5	『安宅一乱記』	長谷克久	昭和 51 年 (1976)
6	『三原郡史』		昭和 54 年 (1979)
7	『洲本城案内』	岡本稔 山本幸夫	昭和 57 年 (1982)
8	「織田、羽柴政権と淡路」『淡路地方史研究会誌第 2 号』	奥野高廣	昭和 60 年 (1985)
9	『おいでてはいりょ見てはいりょ城下町洲本』	洲本市立淡路文化史料館	昭和 63 年 (1988)
10	『淡路洲本城』	城郭談話会	平成 7 年 (1995)
11	『史跡洲本城』	洲本市立淡路文化史料館	平成 11 年 (1999)
12	「淡路国衆と菅平右衛門 (中、各説)」 『淡路地方史研究会誌第 38 号』	菊川兼男	平成 17 年 (2005)
13	「淡路国衆と菅平右衛門 (下)」 『淡路地方史研究会誌第 39 号』	菊川兼男	平成 18 年 (2006)
14	『ひょうごの城』	橘川真一 角田誠	平成 23 年 (2011)
15	『石垣整備のてびき』	文化庁文化財部記念物課 監修	平成 27 年 (2015)
16	『洲本市歴史文化遺産ガイドブック』	洲本市歴史文化遺産活性化実行委員会	平成 27 年 (2015)
17	『歴史講演会 すもと松の内はこうして生まれた』	浦上雅史	平成 28 年 (2016)